（平成十年建設省告示第千四百六十号の一部改正）

第九条　平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（略）	（略）
二　入園料	二　入園料
1　一日入園料	1　一般入園料
(一)　一般入園料	(一)　十五歳以上六十五歳未満の者（(三)に掲げる者を除く。）　一人につき一回四百十円
イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回四百五十円	(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円
ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円	(三)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一回八十円
(二)　団体（小学生以上の者二十人以上）入園料	2　団体（小学生以上の者二十人以上）入園料
イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回三百五十円	(一)　十五歳以上六十五歳未満の者（(三)に掲げる者を除く。）　一人につき一回二百九十円
ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回二百五十円	(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円
3　年間入園料（入園料及び入場料を徴収する全ての国営公園に入園可能）	(三)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一回五十円
(一)　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一年間四千五百円	3　年間入園料
(二)　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千百円	(一)　十五歳以上六十五歳未満の者（(三)に掲げる者を除く。）　一人につき一年間四千百円
（削る）	(二)　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千百円
（略）	(三)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一年間八百円
	（略）

改正後	改正前
（略）	（略）
二　入園料	二　入園料
1　一日入園料（四月一日から十一月三十日までの期間）	1　四月一日から十一月三十日までの期間における入園料は、次のとおりとする。
(一)　一般入園料	(一)　一般入園料
イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回四百五十円	(イ)　十五歳以上六十五歳未満の者（(ハ)に掲げる者を除く。）　一人につき一回四百十円
ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円	(ロ)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円
（削る）	(ハ)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一回八十円
（略）	（略）